

愛西市パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓制度
ご利用の手引き



愛 西 市

目次

1	パートナーシップ・ファミリーシップとは	2
2	宣誓をすることができる方	2
3	宣誓時に必要なもの	4
4	宣誓手続きの流れ	6
5	証明書等交付後の各種手続き	7
6	無効となる宣誓	8
7	Q&A	9

1 パートナーシップ・ファミリーシップとは

◆ パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき持続性を持った生活共同体を構築している又は構築することを約した関係を言います。

◆ ファミリーシップ

パートナーシップにある者の一方又は双方の子を始めとした近親者（三親等内の者）を含め、家族であることを約した関係を言います。

2 宣誓をすることができる方

次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 双方が成年に達していること

満18歳以上の方

(2) 双方の住所について、次のいずれかに該当すること。

ア 双方又は一方が愛西市民であること。

イ 双方又は一方が3か月以内に愛西市へ転入予定であること。

(3) 双方に配偶者（事実婚含）がないこと

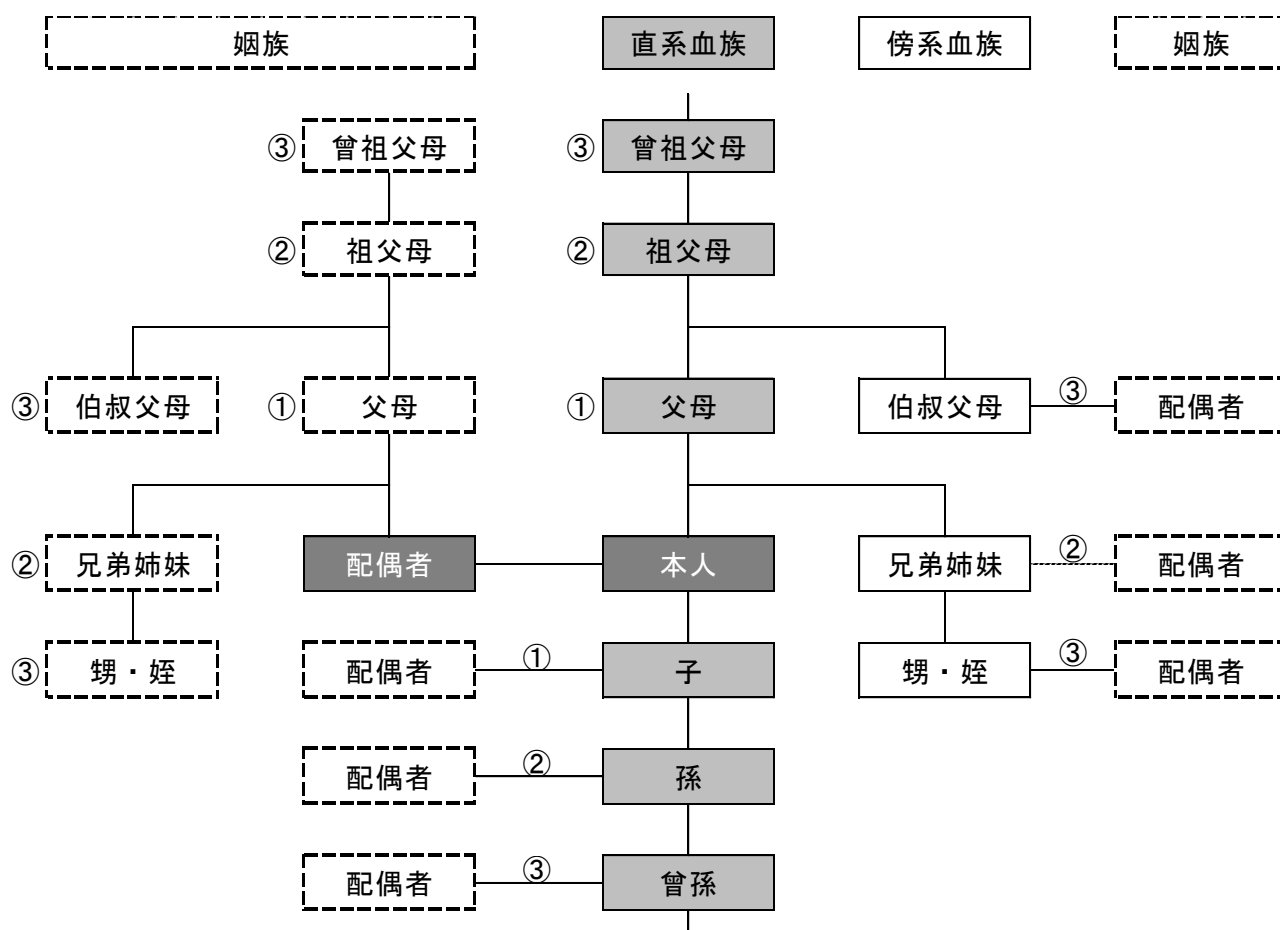
※ ただし、宣誓者同士が事実婚の場合は対象となります。

(4) 双方が他の者とパートナーシップ・ファミリーシップ又はそれに類する関係にないこと

(5) 双方が民法に規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（近親者等）にないこと

※ 宣誓者同士が養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合は宣誓することができます。

【参考】パートナーシップの宣誓をすることができない範囲



※民法の規定により、直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族など婚姻することができない関係にある方は宣誓することができません。
 ただし、パートナーシップのお二人が養子縁組をしたことによって該当する場合は、宣誓することができます。

3 宣誓時に必要なもの

宣誓には、下記の書類を愛西市役所市民協働課へ提出してください。

なお、その他に追加で書類等の提出を求める場合があります。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）

- ◆ 宣誓書は、市民協働課でご用意します。
- ◆ 宣誓書は、提出する日に記入していただきます。氏名、生年月日、住所は宣誓を行う2人で記入してください。
- ◆ 宣誓を行う2人の一方又は双方が宣誓書に自ら記入できない場合は、2人立会いのもとで、他の人に代筆してもらうことができます。

(2) 住民票の写し、または住民票記載事項証明書

- ◆ 宣誓日以前3か月以内に発行されたものを1人1通ずつご提出ください。ただし、宣誓者同士が同一世帯の場合、2人分の情報が記載されたものの1通で構いません。
- ◆ 住民票記載事項証明書の場合、住所と氏名の記載のあるもので個人番号（マイナンバー）の表示のないものをご提出ください。
- ◆ 3か月以内に愛西市に転入予定の場合は、その事実が確認できる書類（転出証明書、売買契約書等）をご提出ください。

(3) 婚姻していないことを証明する書類

- ◆ 宣誓日以前3か月以内に発行された戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は独身証明書等を1人1通ずつご提出ください。
- ◆ 外国籍の方は、大使館等公的な機関が発行する婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添付してご提出ください。
※外国で同性婚をしている場合は、それが証明できるもの（日本語訳添付）を添付してください。

(4) 本人確認ができるもの（いずれも有効期限内のものに限ります）

1つの提示 (顔写真付き)	・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・国、地方公共団体が発行した免許証、許可証、資格証明書等 (顔写真付き)
2つの提示 (顔写真無し)	・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者 保険の被保険者証、共済組合員証 ・その他、国、地方公共団体が発行したもの

通称名の使用を希望する場合

- ◆ 性別違和等で、通称名の使用を希望する場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。
- ◆ 通称名を使用する場合は、通称を日常的に使用していることが確認できる書類（郵便物や各種会員証、社員証等）をご提示ください。

近親者等とファミリーシップであることの記載を希望する場合

併せて証明書等にファミリーシップにある近親者等の氏名、生年月日の記載を希望する場合、下記の書類を提出してください。

(1) 近親者等である事実が確認できる書類

- ◆ 提出日以前3か月以内に発行された戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は戸籍全部事項証明書など
※『(3) 婚姻していないことを証明する書類』などで提出された書類により関係が確認できる場合は、上記の書類を省略することができます。

(2) 近親者等の記載に関する同意書（様式第4号）

- ◆ 同意書は同意者自ら記入してください。同意者が15歳未満の方かつパートナー以外が親権者の場合は、親権者が記入してください。自ら記入できない場合は代筆が可能です。

4 宣誓手続きの流れ

(1) 宣誓日の事前予約

- ◆ 宣誓を希望される日（土日、祝日、年末年始を除く）の7日前までに、電話またはメールで予約してください。
- ◆ お2人の氏名、生年月日、住所、電話番号をお伝えください。（通称名で宣誓される場合、その通称もお伝えください。外国籍の方は国籍もお伝えください。）
- ◆ 日程の調整、必要書類の確認を行います。
- ◆ ご希望に応じて個室を用意しますので、ご相談ください。

【予約先】

愛西市役所 市民協働課 TEL:0567-55-7113

E-mail : kyodo@city.aisai.lg.jp

【受付日時】月曜日～金曜日 9：00～17：15

（祝日、年末年始を除きます。）

(2) 宣誓日当日

- ◆ 予約した日時に必ずお2人揃って愛西市役所市民協働課窓口へお越しください。
- ◆ 15歳以上の近親者等の方を含めて宣誓する場合は、『近親者等の記載に関する同意書（様式第4号）』への記入が必要となりますので、その方の同席もお願いします。
- ◆ 市職員立会いのもと、『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）』に自署し、提出していただきます。
- ◆ 4, 5ページの『3 宣誓時に必要なもの』をお持ちください。

(3) 内容確認

- ◆ 本人確認及びパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の要件を満たしているかの確認を行います。書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

(4) 証明書等の交付

- ◆ 『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書(様式第2号)』を宣誓されたお二人に1部ずつ交付します。
- ◆ 『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード(様式第3号)』をご希望に応じて、ファミリーシップ対象者の希望人数分交付します。
- ◆ 宣誓書類に不備や不足がなく、宣誓が適当と認められる場合、証明書等の交付を行いますが、準備に時間を要するため、交付までに1週間程度の期間を頂きます。交付の準備ができましたらご連絡しますので、本人確認ができるものをご持参の上、受け取りにお越しくください。(宣誓者のいずれかお一人で構いません)
郵送での交付をご希望の場合は、簡易書留郵便で送付しますので、切手をご用意ください。

5 証明書等交付後の各種手続き

証明書等の交付後、次の場合は申請や届出が必要です。電話で事前予約(6ページ『4 宣誓手続きの流れ』(1)参照)をお願いします。

なお、全ての手続きにおいて本人確認ができるもの(5ページ参照)が必要となります。

(1) 近親者等に関する記載の削除

- ◆ 宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、『パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する申立書(様式第5号)』を提出することで、近親者等が記載された証明書等から近親者等の氏名等を削除するよう申し立てることができます。
- ◆ 申立書は近親者等が自ら記入してください。ただし、15歳未満の近親者等は近親者等の親権者が記入するものとし、自ら記入することができない場合は、代筆が可能です。
- ◆ 記載の削除をする場合は、交付した全ての証明書等の返還をしてください。

(2) 記載事項の変更

- ◆ 宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（様式第6号）』を提出してください。
- ◆ 氏名や近親者等の変更の場合は、内容変更届に既に交付している証明書等（交付されている枚数全て）と変更内容の分かる書類を添付してください。
- ◆ 近親者等の追加の場合は、5ページ『近親者等とファミリーシップであることの記載を希望する場合』を参照してください。

(3) 証明書等の再交付

- ◆ 証明書等の紛失や毀損、汚損により、再交付を希望される場合は、『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（様式第7号）』に基づき証明書等の再交付をします。
- ◆ 毀損、汚損による再交付の場合は、既に交付している証明書等を再交付申請書に添付して提出してください。

(4) 証明書等の返還

- ◆ 次の場合は、『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（様式第8号）』に証明書等を添付して提出してください。
 - ① パートナーシップが解消されたとき
 - ② 双方が愛西市内に住所を有しなくなったとき
 - ③ パートナーが死亡したとき
 - ④ 宣誓が無効になったとき
 - ⑤ 返還すべき事由が生じたとき

6 無効となる宣誓

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓が無効となりますので、交付した証明書等を返還していただきます。

- ① 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- ② 交付を受けた証明書等を不正に利用（偽造、変造を含む）したとき
- ③ 2ページの『2 宣誓をすることができる方』に該当しなくなったとき
- ④ 愛西市内への転入を証明する書類を提出しないとき

7 Q&A

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ制度と婚姻はどう違うのですか。

A1 婚姻は、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利、税金の控除、親族の扶養義務など様々な法的な権利・義務が発生します。

一方、愛西市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度は、行政の内部規定である要綱に基づいて行うもので、法的効力が発生するものではありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入するのですか。

A2 愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは、お互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性を持った生活共同体を構築している又は構築することを誓う2人の関係や、その2人の一方又は双方の子をはじめとする三親等内の近親者等との関係を市が証明する制度です。

愛西市では、お互いを尊重し合い、個性が生きるまちの実現を目指しており、そのための取り組みの一環として、この制度を導入しました。

Q3 異性カップルでも制度を利用できますか。

A3 宣誓の要件を満たしていれば、ご利用いただけます。

Q4 法律婚をしていますが、宣誓できますか。

A4 できません。様々な事情により婚姻制度を利用できないカップル及びその家族を対象としていることから、法律婚をしている方は宣誓できません。

Q5 パートナーシップにある者と法律上同性同士であることから、相続等のために養子縁組していますが、宣誓できますか。

A5 婚姻をできないことを理由とした養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、その場合は宣誓者同士が養子縁組をしても宣誓することができます。事前にご相談ください。

Q6 同居していなくても宣誓できますか。

A6 同居していなくても宣誓できますが、お互いをパートナーとし、親密な関係に基づき持続性を持った生活共同体を構築している又は構築することを約した関係である必要があります。なお、宣誓者の双方又は一方が愛西市民、若しくは双方又は一方が3か月以内に愛西市へ転入予定であれば宣誓することができます。

Q7 外国籍ですが、宣誓できますか。

A7 外国籍の方も、宣誓者の双方又は一方が愛西市民、若しくは双方又は一方が3か月以内に愛西市へ転入予定であれば宣誓することができます。宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。なお、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行っても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q8 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

A8 日本国内では婚姻が成立していないので、宣誓を行うことができます。

Q9 ファミリーシップの宣誓だけすることはできますか。

A9 お二人がパートナーシップの宣誓をしていることが前提となりますので、ファミリーシップのみの宣誓はできません。

Q10 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に費用はかかりますか。

A10 宣誓や宣誓書受理証明書、宣誓書受理証明カード等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓に必要な書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Q11 2人で宣誓しないといけませんか。

A11 本人確認と2人の意思を確認させていただきます。必ずお2人で宣誓してください。

Q12 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか。

A12 代理人による宣誓はできません。必ず宣誓される方が2人で行ってください。なお、宣誓書は自署していただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、2人の立会いのもと、他の方による代筆は可能です。

Q13 通称名を使用することはできますか。

A13 性別違和等の理由により、通称名を使用して生活している場合、通称名を使用して宣誓することができます。この場合、宣誓の際に社会生活において日常的に当該通称名を使用していることが確認できるもの(通称で届いている郵便物、各種会員証、社員証等)をご提示いただきます。なお、通称名を使用する場合、宣誓書や発行する証明書等に戸籍名を記載します。

Q14 プライバシーは守られますか。

A14 ご希望に応じて個室で対応します。また、公務員には守秘義務が課せられていますので、提出書類や記載内容等の個人情報 は固く守られます。

Q15 証明書等はいつ交付されますか。

A15 宣誓後、提出書類の確認を行った後、交付の準備に時間を要するため、交付までに1週間程度期間をいただきます。交付準備ができましたらご連絡しますので、本人確認ができるものを持参のうえ、受け取りに来てください(宣誓者どちらかお1人でも構いません)。

郵送を希望される場合は、簡易書留で送付しますので、切手をご用意いただきます。

再交付の場合も同様です。

Q16 証明書等に有効期限はありますか。

A16 ありません。当制度は、愛西市として宣誓書を受理した事実を証明するものです。また、法的効力を有するものではないので、証明書自体に有効期限はありません。

Q17 パートナーと2人だけで宣誓しましたが、後日、家族が増えた場合、近親者等を追加できますか。

A17 後日、近親者等を追加することはできます。その場合、『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（様式第6号）』、『近親者等との関係を確認できる書類（提出日以前3か月以内に発行された戸籍抄本等）』、『近親者等の記載に関する同意書（様式第4号）』、『交付された全ての証明書等』をご提出ください。

なお、各種手続きが必要なときは、電話またはメールで事前にお知らせください。宣誓時と同様に、書類の案内や手続き日時等の調整をします。また、各種手続きに際は提出書類のほか、宣誓者本人の確認書類が必要です。

Q18 パートナーシップを解消した場合、またはパートナーが亡くなった場合、証明書等を返還する必要はありますか。

A18 パートナーシップを解消した場合は、『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（様式第8号）』を提出してください。パートナーが亡くなった場合で、引き続きファミリーシップの継続を希望する場合は、証明書等に亡くなられたパートナーの死亡日を追記しますので、『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（様式第6号）』に亡くなったことが確認できる書類、『近親者等の記載に関する同意書（様式第4号）』、証明書等を添えて届出してください。

なお、近親者等が15歳未満の場合で、宣誓時から親権者が異なる場合は、併せて、当該近親者等と新しい親権者との関係性が確認できる書類が必要となります。

Q19 交付された証明書等は、公的な本人確認書類として使用できますか。

A19 使用できません。証明書等は、お互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき持続性を持った生活共同体を構築している又は構築することを約した2人や、パートナーの一方又は双方の近親者等(三親等内の者)を含め、家族であることを約した事実を証明するものです。

Q20 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

A20 本制度は法律婚とは異なり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。婚姻したカップルのような法的関係性を構築する方法としては、公正証書による遺言書の作成や任意後見契約等を結ぶ方法等があると思われませんが、詳細は、公証役場へお問い合わせください。

Q21 宣誓書は何年間保存されますか。

A21 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届が提出された日又は『5 証明書等交付後の各種手続き(3)』に該当すると市長が認めた日のいずれか早い日から起算して、5年間を経過するまでの間保存します。

愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ご利用の手引き

令和6年11月版

お問い合わせ先／ 愛西市市民協働部市民協働課

電 話 0567-55-7113 (ダイヤル)

FAX 0567-26-5515

メール kyodo@city.aisai.lg.jp